

宇都宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(解釈及び取扱いの原則)

第2条 条例の解釈及び取扱いについては、第3条に定めるところを除き、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知。以下「国解釈通知」という。）に準じるものとし、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に係る国の解釈通知等が他にも存する場合には、併せてこれらの解釈通知等にも準じるものとする。

(サービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限額)

第3条 条例第16条第1項第1号及び条例附則第15項第1号に規定するサービスの提供に要する費用の額並びに条例第16条第3項に規定する生活費の上限額については、宇都宮市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱に定めるとおりとする。

制定文（平成25年4月1日告示第161-19号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。